

Title	平和克復と欧米経済界 (上)
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.3 (1919. 3) ,p.390(114)- 398(122)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190301-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の批評を下されたるなる可しと想像せざるを得ずと謂はざる可からざるなり。

遮莫凡そ是等の諸點に關して斯くも太田氏の諒解を得る能はずして了りたる其原因は、或は余輩の説く所、意徒らに長くして言葉極めて短く、謂はゞ跋行して進むの狀あるが故に、容易に人の正解を得難くして却つて其誤解を買ひ易きに職由すと謂ひ得可き哉。然らば則ち太田氏の眼より塵をとらせよと云ふの權利余輩にあることなく、却つて先づ自己の眼底より梁を除き去るの責務ありと謂はざる可からずして、全體の責任は再び自己の頭上に墜ち掛らんとするを見る次第なるが、今や敍上の説明に依りて略ぼ余輩の意の存する所を明かにし得たれば、此責任は又幸にして之を果たすを得たりと謂ふを得可き哉。乃ち敢て之を録して再び太田氏の恕察を得んと欲する所なりとす。

平和克復と歐米經濟界(上)

高城 仙次郎

歐洲大戰亂勃發後に於て、二倍以上に暴騰した我國の物價は、近き將來に於て、低落するの見込があるや、若し媾和談判の進行するに連れて、貨物並に有價證券の市價が暴落するが如きことあらば、我國の經濟界が激烈なる恐慌に襲はるゝ如きことはあるまいか、過去二三ヶ年間に我國の經驗したる巨額の輸出超過は一變して輸入超過と爲り、正貨の流出を誘致するの虞れが全然なしと看做し得るか、經濟界の不景氣は多數の失業者を出だし、勞働者階級間に於て思想の動搖を醸し、ボルシェイズム類似の主義が下層社會を風靡するに至る憂があるまいかと云ふが如

きことは現時益々我國の實業家及び政事家のみならず、一般有識者の注意を惹きつゝある重大問題であるが、此等の經濟並に社會問題に對しては我國の事情のみを研究したのでは、満足なる解答を與ふること不可能である。開戦後一ヶ年を経たる大正四年の夏期より休戦條約の締結せられたる昨年の秋期に至る三ヶ年間に於ける我企業界の未曾有の好景氣は歐米交戰國の財政經濟の直接的又は間接的影響として現出したるものであるが故に、今後に於ける我經濟界の狀態も主として歐米各國に於ける戦後の活動如何に依りて定まる可きは喋々するの要なしと云はざるを得ない。殊に、平和克復後に於ける米國の經濟事情が我國の經濟界に對して深甚の影響を與へずんば止まざる可きは何等疑を挾む餘地がないと思はれる。

然らば、歐米諸國に於ける今後の經濟的活動

は消極的であらうか、將た又積極的であらうか、戦後復舊事業は我國の製造業、海運業、貨物の輸出等に對して如何なる打撃を與へるであらうか、或は又、却つて刺戟を與ふるであらうか。此等の問題に就きては、筆者は自身二三の卑説を有しては居るが、其の開陳は他の機會に之を譲り、本篇に於ては、米國の一經濟學者が、戦後の世界經濟に關して起稿したる一論文の大意を左に紹介して、讀者諸氏の參考に供しやうと思ふ。此論文は題して『物價が低落したる時は』(When Prices Drop)と云ひ、紐育市の國民商業銀行(National Bank of Commerce in New York)が單行本として發行したものである。執筆者はアンダーソン(B. M. Anderson, Jr)と云へる人にて千九百十七年中にフィッシャー教授の新貨幣數量説を駁撃することをば其の主なる目的とせる『貨幣の價值』(The Value of Money)を題する一

書を公にし、米國の經濟學界を賑はしたことがある。其の當時、氏はハーバード大學に於て教鞭を執つて居つたのであるが、其の後、前記紐育市の國民商業銀行に入りて今日に及んでゐる。(註)

註、左に其大意を紹介するアンダーソン氏の戦後經濟論の區分は精密に原文の區分に據りたるものではない。

二 アンダーソン氏の戦後經濟論

一、緒言 戦後には物價は激落するが、恐慌は起らない。賃銀も亦低落するであらうが、資本家及び労働者が互に公平なる態度を執るとせば、産業界の混亂を醸すが如きことはあるまい。然しながら、好景氣が戦後に於て持續せらるゝか否やは結局各國の政府、銀行、其他實業家等が、戦後復舊事業の促進に對して、如何なる政策を採り、如何なる手段を講ずるかに依りて定まるものであると云はざるを得ない。若し、米國が聯合國に對して偏狹なる利己的の態度を執

ることなく、同時に又敵國に對して無理な要求を容れさせるが如きことなければ、全世界は舉つて復活することを得るし且つ米國の繁榮も期して待つ可きである。

物價が暴落すると思ふのは次に擧ぐる明白なる事情があるからである。軍需品製造所より多數の職工が急激に解雇され、鐵、銅、石炭、船舶及び其他の重要貨物が軍事上の目的より平時の用途に移つされ、五千萬の兵士が農場及び工場に歸復する結果として、平和的消費に利用し得る貨物の數量が激増するに従つて、物價は、此變化が未だ充分に行はるゝに至らざるに、低落し始むることになるであらう。如何となれば、問屋は貨物の需給關係を見越して、相場を定めるを常とするからである。

二、南北戦争後には恐慌起らざりき。普通の場合には、物價の暴落は恐慌を誘致し、多數の

破産者を出すを常とするものである。而かも、

米國の一實例を取りて之を觀るに、南北戦争後に於ける物價の激落は恐慌を惹起せなかつた。

而して、幸ひにも、其時に恐慌が発生しなかつた原因は明々白々であつて、今日吾人は其の經驗に基きて恐慌の襲來を防遏し得るのである。

千八百六十五年(南北戦争の終りし年)の一月より七月までに、物價は三割方低落したが、斯くの如き物價の暴落が不意に起りしとせば、破産の頻出は免がるゝこと能はざる所である。

而かも、千八百六十五年には破産者を出だすと頗る少なかつた。例へば、千八百六十一年には破産者の數が無量五千九百に上つたのであつたが、千八百六十五年には僅に五百内外であつた。此六十五年に於ける破産者の債務總額も、千八百六十一年に於ける破産者の債務總額の十分の一を出でなかつたのである。其當時の一實業

家は次の如きことを書きてゐる。

『戦争が終つたならば、吾々は皆恐慌が発生するに違ひないと思つた。或る一部の人は不換紙幣も兵士と共に解隊になること、考へた又他の人は金紙の開きが殆んど消滅するであらうと思つた。又、更に他の一派の人は政府が軍需品の購買を中止するが爲めに、製造工業が駄目に爲ること、信じた。然しながら誰も彼れも恐慌が襲來するものと思ふ點に於ては皆な一致して居つた。而して、夫れに對する手筈を怠らなかつた爲めに、恐慌は結局起らなかつた。』

斯くの如く、南北戦争後に、恐慌が発生しなかつたのみでなく、北部諸州に於ける好景氣は戦後に於ても繼續し、千八百七十三年の恐慌迄は、事無きを得たのであつた。

三、綠背紙幣の低落 南北戦争中に於ける物

價の騰貴は主として綠背紙幣の低落に基けるものであつた。此紙幣の價值が最も下落したのは千八百六十四年の七月で、其時には額面一弗が金貨の三十五仙に相當するに過ぎなかつた。而かも、棉花を除けば、貨物の供給が必ずしも減少して居つたのではない。要するに、其當時物價が暴騰したのは、金貨をば標準とせずして、兌換の停止せられたる綠背紙幣を以て賣買を行つたからである。従つて、南北戰爭中に於ける物價の騰貴は貨物の價值が昂騰せる爲めでなくして、紙幣の價值が低落せし故に發生せる現象に外ならない。又、之と同じく、千八百六十五年中に於ける物價の低落は北部が南部を征服せる結果として、北部政府が戰爭中に發行せる不換紙幣に對して、兌換をば間もなく開始するに至るに相違ないと人民に思はせた爲めに發生せる現象である。

然しながら、合衆國に於ける現時の物價騰貴は金貨の價值を標準とせるものであつて、殆んど有ると有らぬる貨物の缺乏に依りて誘致せられた現象である。而かも、此事情は南北戰爭後の状態と今回の状態との比較を全然無用化せしむるものではない。蓋し、物價の下落は、一方に於て商人の賣揚高を減少せしむるも、他方に於て其の債務を減額せしめざるを以て、商人は多大の損失を蒙らざるを得ないのである。

而かも商人は一般に此變動を豫知して、既に商品の仕入を手控て居る。又、軍需品供給者は其の需要が突然杜絶するとも、夫れより生ずる損失に對しては、政府との契約に依りて保證を受けて居る。信用状態も、南北戰爭後に比しては健實に爲つてゐる。従つて、假りに物價が一般に低落するとも、今日の經濟界は之に堪へ得るの實力を備へて居ると看做して差支へない。

四、戰後状態の六大要素 斯くの如く恐慌は發生するの憂ひがないのであるが、戦後の景氣が合衆國に於て果して良好であらうか。此問題に對する解答を與ふるには、次に擧ぐる六個の事情を考察せねばならぬ。

- 一、歐洲に於ける貨物の需用。
- 二、歐洲諸國の財政及び信用状態。
- 三、貸付資金の主なる供給國としての合衆國。
- 四、戦後の歳出に關する米國中央政府、州廳、及び市政府の政策。
- 五、労働者と資本家の關係。
- 六、聯合國及び敵國に對する米國の商業政策。
- 五、歐洲に於ける貨物の需要 南北戰爭に於ける米國は未だ開發せられざる無量の富源を有して居つたが、今日は其の大部分は既に利用せ

られてゐる。加之、歐洲に於ける富源は、露國を除き、既に殆んど全部開發されてゐる。白耳義の如きに至りては、小面積を以て一大人口を支へて居り、車を牽かせる爲めに犬迄も利用した位で、犬を失つた爲めに、農夫が破産するの悲境に陥ゐることもあると云ふ様であつて、農家が其の飼犬に保險を附することが習慣になつて居つたのである。唯、白耳義人は、勤勉貯蓄の美風を有して居つたが爲め、生活に困難を感じなかつた。而かも其の餘裕たるや頗る微々たるものであつて、是れとても四ヶ年間の獨逸軍政に依りて消滅し了つたのである。

歐洲の實狀にして斯くの如くなりとせば、戦後に於て、貨物に對する要求は激増するに相違ない。戦時中、消費は控目勝に行はれて居つたではないか。歐洲人は古びたる衣服を身に纏い、摩り切れたる古靴を足に付けて辛棒して居るで

はないか。家具は破損し、食料は缺乏し、其の補足を冀へること既に持久的なのである。又、器械、レーン、原料等の資本財に對しても強烈なる要求のあることは云ふ迄もない。而かも、此要求は器械を運轉し、煙筒より煙を立てしむる實際の需要と爲りて現はるゝものであらうか。交戦國は一方に於ては富源が荒廢に歸し、又一方に於ては巨額の軍事公債を發行して居るが爲め、寧ろ破産するに至るが如きことがあるまいか。軍事公債の利子を支拂ふ爲めのみならず、高率の租税を負擔せねばならぬ國民は貨物を購入するの餘裕を有するであらうか。

六、歐洲諸國の財政及び信用 然しながら、實際には斯く迄も悲觀するの必要がない。軍事公債の大部分をば内國に於て募集せる國に於ては、戦費の負擔は、戦争の終局と共に、消滅するものであると云ひ得る。眞正の意味に於ける戦

費は軍人の戦死又は負傷、小兒死亡率の増加、富の破壊、及び必需品、日用品並に奢侈品の消費の減退に外ならないのである。此等の戦費は戦時中に國民に依りて負擔せらるゝものであつて、戦争が終つたときには、此軍費は既に支拂濟に爲つて居る。

此事情は有形の貨物及び人を標準として考へれば、頗る單純であるが、財政上の立場より觀れば多少複雑と爲る。如何となれば、高率の租税を徴收して、巨額に上る公債の後始末を付けねばならぬからである。然しながら、若し一國民をば一大家族と看做すことが出来るとすれば戦時公債は何等財政上の負擔を生せしめては居らぬと云ひ得る。如何となれば、此大家族は、一方に於て租税として支拂ふものをば、他方に於て公債の利子として收得するからである。勿論、實際に於ては、問題は斯くの如き單純

なるものではない。租税納入者と公債所有者とは必ずしも常に同一の人ではないが爲めに、一部の國民が租税を負擔し、他の者が利子の支拂を受くこともあり得る。而かも、國民所得の總額は戦時公債の元利を支拂ふ目的を以て課せらるゝ租税の徴收の爲めに、少しも減少しないのである。否な、寧ろ此租税が徴收せらるゝ爲めに、資金の流通は一層敏活に行はれるものであると云ふを妨げない。

又、或る一國に於て公債の元利を支拂ふ爲めに實行する租税の賦課は、國債額の少なき他國との競争上、其國の商工業をば不利益の地位に置くものであるとの説は正しくない。酒精に課税すれば、資本と勞働とが税の輕き産業に驅逐せらるゝ爲めに、酒精の製造高は減少する。然しながら、種類の如何を問はず、總ての所得に對して一様に所得税を課するとすれば、貨物の

生産は何等の影響を蒙らないであらう。如何となれば、納税者は、如何に收入を計る道を換へても、所得税納入の義務を免がるゝこと不可能であるからである。又、財産蓄積方法の如何を問はず、總ての遺産に對して一様に相続税を課するとせば、其の税率が子孫に幾何かの財産を遺すことをば絶體に不可能ならしむる程に高からざる限り、商工業が打撃を蒙ることはあるまい。而かも、相続税は戦時公債を償還する爲めに課す可きものであつて、其の利子の支拂に之を利用してはならぬ。如何となれば、相続税は蓄積資本に對し課せらるゝものであるが故に、若し政府が之をば所得と看做して利用すれば、國民資本を減額せしむるの結果を呈するが爲めである。更に、地租は、或る一定の範圍内に於ては、産物の價格の一部分として消費者に之を轉嫁せしむること不可能なるを以て、生産上に

於ける土地の利用が此租税に依りて常に必ずしも縮少せらるゝものではない。従つて租税の賦課に就ては、大に手心を加ふる必要はあるが、軍事公債の元利を支拂ふ爲めに、新たに租税を課することも、産業の復活は必ずしも阻害せらるゝものであると云ふことは出来ない。

勿論、他國に對して巨額の債務を負へる國の事情は之とは大に異なる。如何となれば、外債に對する處置は一層困難であるが故である。外債は、之を募集するときには、夫れ丈け外國の貨物を獲得することに爲るのであるが、之を償却する際には、同量の貨物を失ふことになる。戰爭中、自國側の強大國より巨額の資金の融通を受けし貧國は、戰後に於て、利拂に困難を感ずるであらう。

此等の國に於ては、外債の始末を付け、且つ産業の復興に必要な器械並に原料の購入費を

調達する爲めに、鐵道會社が破産せる場合に用ひらるゝ救濟策を援用するの必要があるかも知れない。例へば此等の債務國は、破産鐵道會社の管財人が發行する手形、即ち其會社の他の總ての債務に對して優先權を有する債券に類するものを發行するの必要を生ずるやも測られない。破産鐵道會社の管財人が發行する此手形は其鐵道を改良する爲めに必要な資本の調達を目的と爲すものである。此種の債券の發行は、之が爲め自己の權利を侵害せらるゝ舊債權者に依りても、一般に歓迎せらるゝを常とする。如何となれば、若し此新資本の投入に依りて、鐵道が改善せられ、收支相償ふ様になれば、此等舊債權者に對する元利支拂の見込が多少確實となるからである。

異本節儉略

園 乾 治

一、緒 言

日本經濟叢書は質に於ても量に於ても近年にありて特筆すべき一大産物たるを失はぬ。全卷三十有六その収録する處の書籍は實に三百四十七の多きに達し、殆んどあらゆる方面に涉り我徳川時代に現れたる經濟學者の著書を網羅し、誠に維新以前に於ける日本經濟思想の總記録たらんとするその抱負は遺憾なく實現せられてゐる。昨年帝國學士院が此叢書を推賞し、編者たる瀧本博士の功績を表彰せられたるは實に獨り博士の爲めのみならず、亦我學界の爲めにも最大慶事たるを失はない。而して此名譽ある叢書の第二十四卷に余が郷里の學者樋口世禎の著書

『節儉略』が博士に依て堂々經國の要議を痛論し或は當時の學者として珍らしき所論をなしたるものとして廣く江湖に紹介せられたるは吾人の特に感謝措く能はざる處である。乍併此の叢書が特更異常の興味を喚起せしめたるはこゝに收容せられたる節儉略の底本たる藤田氏の寫本は博士をして往々誤寫若くは不明の所あり、他に對校すべきものなくして著者の眞意を明確に了解し難き所なきにあらずとの嘆聲を發せしめたるに存するのである。是獨り博士の爲めに悲むべきのみならず、原著者の爲めにも亦悲しむべき一大不幸である。此處に著者と郷里を同じうし、且私縁に繋る余が淺才を顧みず、自ら異本の對校に資すべきものを得むとしたる努力は一には博士に對して感謝の意を表し、又一には著者の遺靈に敬仰の意を表せん爲めに外ならないのである。